

平成28年度(平成27年分)市・県民税申告についてのご案内

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

2月16日(火)から3月15日(火)までの間、下記の会場で申告受付を予定しています。

- 事業所得(営業・農業・漁業・不動産所得等)の収支内訳書は、必ずご自身で作成してご持参ください。
- 医療費控除を申告される方は、医療を受けた人別・医療機関別に集計した内訳を作成してご持参ください。

事前に作成されていなかった場合、作成いただいた後に受けとなります。

- 作成済の所得税申告書は、期間中、相談会場で受取ります。税務署行の封筒に入れ封印してご持参ください。

【常設申告相談会場】 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

会場	相談日(土・日曜日を除く)
アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール ※佐渡税務署による所得税確定申告相談と合同開催	2月16日(火)～3月15日(火)
佐渡島開発総合センター 2階 会議室	
市役所 相川支所 2階 市民ホール	

【臨時申告相談会場】 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

会場	相談日(土・日曜日を除く)
赤泊総合文化会館 2階 第2会議室	2月16日(火)～2月23日(火)
小木地区公民館 1階 第2会議室	2月24日(水)～3月2日(水)
市役所 羽茂支所 3階 第2会議室	3月3日(木)～3月15日(火)

次の方は、アミューズメント佐渡会場の税務署受付で申告していただきますようお願いいたします。

- 土地・建物・株式等の譲渡所得のある方
- 住宅ローン控除を受ける初年度の方
- 青色申告および消費税を申告される方

◆税務署からのお知らせ

佐渡税務署では、確定申告の相談・申告書の受付等を次の会場にて行います。

会場	アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール
開設期間	2月16日(火)～3月15日(火) ※ただし、土・日曜日を除きます。
受付時間	午前9時～午後4時 ※申告書の作成には時間を要しますので、お早め(午後2時頃まで)にお越しください。

※この期間、佐渡税務署庁舎では申告相談を行っていませんのでご注意ください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納税をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。